

國學院大學學術情報リポジトリ

戦国期における神社の動向：九州地方を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 忠靖, Nagata, Tadayasu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002477

第六章 戦国期における宗像大宮司の動向

はじめに

筑前国に鎮座する宗像社は、田心姫神を祀る玄界灘に浮かぶ沖ノ島の沖津宮、湍津姫神を祀る大島の中津宮、そして玄界灘に流れる釣川西岸の田島の市杵島姫神を祀る辺津宮の三社を総称する神社であるが、この宗像社を長きに渡り統治をしていたのが、宗像大宮司である。宗像大宮司は、祭祀を司る社職でありながら、筑前宗像郡を基盤とした領主でもあった。鎌倉・室町期には御家人として、中央との関わりを持ち、応仁の乱以降になると、西国の大名大内氏の庇護のもと、その社領経営を充実させていった。しかし戦国も後期に入り、大内氏が滅亡すると筑前は毛利氏と大友氏の覇権争いに巻き込まれていくことになる。その動乱の中、大宮司として宗像社とその社領を護るため東奔西走したが、第八十大宮司宗像氏貞であった。奇しくも戦国期も終焉を迎える天正十四年（一五八六）、大宮司宗像氏貞はこの世を去り、宗像大宮司家は断絶をしてしまう。さて、宗像大宮司職は「子々孫々相伝の領掌」として代々社務職を継承してきた¹。そして、その歴史は大宮司家の在地領主という性格を帯びるものでもあった。文治三年（一一八七）八月の源頼朝が後白河法皇に出した請文にはこのようにある²。

宗像社事、故盛俊之知行也、可令没没官之条勿論候敷、雖須令下地頭候、依仰令止其儀候畢、且氏實重代人^仁候、如本可令安堵候也、道理候^{波半}事^波雖不申候、依御計、尤御裁許可候敷、以此旨可令披露給候、恐々謹言、

平家滅亡後、没官の地となった宗像社には地頭が置かれず、時の大宮司氏實を「重代人」として、その所職所領が安堵されたことがわかる。小島鉦作氏は、宗像大宮司家が源氏の御家人となることで、祭祀を奉仕する神官であると共に、武家として領主権と検断権を併せ持つ在地領主となった経緯を説明している³。また石井進氏は、宗像大宮司の性格について、莊園としての宗像社の推移とその特質の分析の中で、十三世紀中頃から名主層の下部にいた農民の成長を受け、彼らを封建関係に組織化していく在地領主としての成長を論じている⁴。正木喜三郎氏

は、宗像大宮司が在地領主と同時に「雑々執行之長」とされ、宗像社の神官・社僧を支配するという「神官領主」として宗像の宗教的支配の頂点にある存在と位置づけている。⁵安達直哉氏は、鎌倉中期から南北朝期にかけての在地構造の変化とその対応の先に、大宮司職が神事系統の祭祀権と所領所職支配権に分化し、それがお互いに補完する関係にあったと指摘している。⁶河窪奈津子氏は、宗像大宮司の社領支配には祭祀が大きな意味を持ち、「神官領主」としての特殊性を活かしていたことを示された。⁷また金沢正大氏は、宝治元年（一二四七）に起こった宝治合戦により三浦泰村一族が滅亡することで、東国御家人進出による社家の在地支配の動揺が解消し、大宮司職の嫡子相続が承認され、在地領主宗像社家が「総領制下」を歩むことを時の大宮司氏業の功績として考察している。⁸さらに中村翼氏は、宝治合戦後の宗像社の再編に際し、氏業が幕府との関係を利用し、社家の主導権奪取とその正当化と安定化を図っていた契機であったと論じている。⁹

このように宗像大宮司の在地領主という側面から多くの研究がなされているが、宗像大宮司の核となすものは何であろうか。「神官領主」という一語に集約される存在であるならば、神官Ⅱ聖的性格、領主Ⅱ俗的性格の両方を大宮司は保持してはならない。しかし、承久の乱が契機になるのだろうか、祭祀者と所領所職者に分割される状況が生まれてくる。そして戦国期にいたっては、大内義興・義隆父子によってその相続が分割また一統される干渉を受ける。大宮司の性格は長い歴史を経る中で、変化変容をしていくことは至極当然であると思われるが、祭祀を司る役目として、宗像の地を守る役目として、どのような経緯をたどってきたかを、歴々の大宮司の足跡を追いかけることで、宗像大宮司をさらに理解する一端になればと考えている。近年、桑田和明氏が戦国期の宗像氏に関して詳細なる論功をまとめられ¹⁰、また『宗像大社文書』や『宗像市史』により史料が体系的に編纂されるなど、研究の基礎が固められている状況である。これらの基礎研究に支えられながら、「子々孫々相伝の領掌」として代々継承されてきた大宮司家の動向を探ってみたい。

一、鎌倉期に起きる大宮司の持つ社務職の分割

応仁元年（一四六七）、戦国時代の幕開けとなる応仁の乱が勃発した頃の宗像大宮司は、第六十八代氏郷である。この氏郷について、「訂正宗像大宮司系譜」¹¹では、「氏郷守宗像之武領、不任社務職之處、舎弟氏弘氏正早世、氏俊無嗣子、氏郷依為嫡流、氏俊為養子、相続本家、長祿戊寅二年六月十一日入社」とある。氏郷の実父は第六十一・六十三代氏信¹²であるが、大宮司氏俊（六十二・六十五代）の子らで

ある氏弘（六十六代）と氏正（六十七代）が相次いで亡くなったために、氏郷が氏俊の養子となり、長祿二年（一四五八）に第六十八代大宮司になったということらしい。「訂正宗像大宮司系譜」における大宮司職の継承表現としては、「讓社務職」、「讓社務職并本家」、「社務職并所職所領讓」、「社務職并社領武領等之讓」と様々であるが、概ね大宮司が総ての権限を継承する姿は見取れる。しかしながらこのように「氏郷守宗像之武領、不任社務職之處」と、大宮司の職掌が分けられる起因はどこにあるのだろうか。この疑問を解消するために、時代は遡るが、承久三年（一二二一）の【史料一】として宗像氏國讓状を確認したいと思う。

【史料一 宗像氏國讓狀案】¹³

讓与 宗像大宮司職事

權大宮司宗像氏昌

右、件職者、以故氏高朝臣爲尊者、彼子息氏季、次氏久、次氏信、次氏實、次氏國、爲六代相傳、所令社務執行也、因茲氏國存生之時、云宮司職云田島等、限永年所令讓与于息男氏昌也、令讓与之意趣者、氏國爲令遂上洛、雖爲存日、所令讓与也、但氏國存生之間者、於氏昌者、取御幣可相叶神事也、至于御年貢已下公事雜役沙汰者、氏國可致其沙汰也、但於本公驗文書等者、氏國閉眼之刻可渡之、仍爲備氏人

向後將來龜鏡、所令讓与如件、

承久三年 大歲 辛巳 七月十八日

大宮司宗像朝臣 在判

これには、第四十二代大宮司宗像氏國¹⁴が承久の乱に際して、上洛をするために權大宮司¹⁵である氏昌に大宮司職を讓ることが記されている。しかし、「但氏國存生之間者、於氏昌者、取御幣可相叶神事也」として、氏國の生存中にかぎり、氏昌は神事のみを行うことと限定するものであった。なお、『宗像神社史』では、「大宮司の有する司祭權と社領の領知權とは、臨時に氏昌と氏國とが分割して、これを行使したのである」と説明している。¹⁶これにより、宗像大宮司の持つ職掌の分割が可能である前例ができたと言えるであろう。また「仍爲備氏

人向後將來龜鏡、所令讓与如件」と、氏人等のこれからのためにも、本公驗・文書等の讓渡についても示している。そしてこの氏國の讓状に關して、文永十一年（一二七四）六月十八日付「大宮司長氏證文注進状」（【史料二】・【史料三】）ではこのように記されている。

【史料二 宗像長氏證文注進状案】¹⁷

（前略）

一通 氏國讓状 承久三年七月十八日

當社務間者、不出闕外上、式日・臨時禮奠相續、爰氏國為遂上洛、氏昌執御幣、可叶神事、於御年貢以下御公事・雜役者、氏國可致其沙汰、至本公驗・文書等者、閉眼刻、可渡由事、

仍氏國遂上洛、參關東、承久三年給^{二位}右大臣家御教書、貞應元年所預^{右大臣}家御下文也、
ことごと

（後略）

大宮司在任中は「不出闕外上」として、ある程度の行動範囲の制限がなされていたことがわかる。この「闕外」の範囲を宗像の地と限定的に考えて良いのか、祭祀に支障が無い程度の範囲なのかをはっきり線引きすることは困難かと思われる。少なくとも宗像を大きく離れる場合には祭祀者の身分から離れる必要があったのであろう。またこの注進状の末文には、このようにもある。

【史料三 宗像長氏證文注進状案】

（前略）

長氏帶 右大將家御判御消息以下代々御下文・御下知・御教書等、為重代御家人、補大宮

司職、一事以上執行社務之間、且專神祭、致御祈禱、毎年所令進上御卷數也、仍證文注進目

録如件、

文永十一年六月十八日

大宮司宗像長氏

(裏書)
「宗像直人等六人加判」

大宮司の職責として、「一事以上執行社務之間、且專神祭、致御祈禱」とあり、在任中の神事齋行を専一とすることがわかる。神事を懈怠無く行っていくには、まさしく宗像の地を離れるわけにはいかないことは了解を得られるだろう。なお、河窪奈津子氏は、宗像大宮司の領主性の観点から、中世の宗像社領の支配に関して、「大宮司長氏證文注進状案」に示される「宗像社領分」の内、「本神領宮方」（以後宮方）に注目し、宮方が神事用途米を立用できる神事用途料所として庄園領主から大宮司による支配を容認されたものとし、「庄園領主は、神事を滞りなく執行を行うために、宮方における神事米立用を認め、宗像氏にとっては、神事をテコとして領主権の拡大、大宮司一円支配を実現した」とまとめ、「宗像社は、神官領主としての特殊性を活用することによって、社領支配を確固たるものにしようとしたのである。宗像大宮司は奉斎者であった」というように、大宮司による神事の重要性を示している。¹⁸また、安達直哉氏も大宮司支配を受ける「宮方」に対し、土地支配に関与できない「宗像社領分」の「別符方」と「半不輸内当知行分」においては、百姓らに社役を課すことで神事を通して、人的支配を進めるようになったとされていることから、神事・祭祀を怠ることは、社領支配に大きく関わる問題であったと考えられる。¹⁹

二、大宮司職掌分割の意義

前節の通り、大宮司の職に就いている間は、宗像の地に身を置くことが要件であるとすれば、その地を離れることは大宮司の身分ではないということになるだろう。

【史料四 關東御教書】 20

宗像社大宮司事(筑前)

右氏國、任相傳道理、且蒙故大將家御下知、年來執行社務之處、去々年不慮之外窄籠出來之間、殊令經院奏、早可還補本職之由、所召給領家請文也、仍給身暇歸國、於今者、任舊一事以上、無相違可執行社務也、可令下知此旨之狀、依鎌倉殿仰、執達如件、

健保五年七月廿四日

信濃守藤原(行光) (花押) 奉

大宰少貳殿(武藤資賴)

圖書允清原(清定) (花押)

「逐仰、

相副國雜色元吉所被遣也、可令存此旨者、

清定在判奉」

【史料五 關東下知狀】 21

宗像社大宮司職事(筑前)

右、件職氏國相傳之上、蒙故右大將家御下知、年來執行社務之處、去建保三年爲其時領家按察家被致濫妨之刻、

爲故右大臣家御沙汰、令經院奏、被還補畢、今爲御代始參向、給身暇所令歸國也、任先御成敗、無相違可令安堵之狀、依仰下知如件、

貞應元年七月廿七日

(北条義時)
陸奥守平(花押)

右に掲げた承久三年から更に遡る【史料四】の健保五年(一二二七)七月廿四日付関東御教書では、「去々年不慮之外牢籠出来」とあり、ここで起きた「不慮」とは【史料五】による健保三年(一二二五)の「按察家被致濫妨之刻」を指していると思われる。この時、氏國は領家職にあつた藤原光親により大宮司職を追われる状況にあつたようである²²。彼がその職の還補を求め、上洛ができたのも大宮司の職から離れていたからと言えるであろう。また【史料五】にあるように承久の乱後、再び大宮司に還補されるや、社務のために帰国をすることにも理解を得られよう。²³

それを踏まえ、承久の乱での氏國の行動に戻るが、第一節【史料二】には、「爰氏國為遂上洛、氏昌執御幣、可叶神事」とある。つまり、大宮司の身分のまま上洛することは神事祭祀を懈怠することになるがゆえに、祭祀権のみを譲ることで、その制約から脱却することができたのではないだろうか。鎌倉方に与した氏國は、承久の乱後、再び大宮司に還補されることで宗像へと帰国するのである。宗像の地にいることが祭祀者としての大宮司のアイデンティティを担保していたと思われる。鎌倉末期もしくは南北朝初期に記されたとされる『宗像大菩薩御縁起』の「一、宗像三所大菩薩仁御遷座事」の項では、「為示吾宗大神之居、號始此所於宗像畢、早氏男之屋敷仁造社、可崇吾、以汝開發田、為當社領、而可致祭祀、即以汝垂迹以來為氏人、致子々孫々、可執行社務、執印者任相傳之理、社務者不可有他家之望、若背此旨者、吾必去社」とある。この大菩薩御縁起は、宗像氏が奉斎する宗像神の由緒と宗像氏が太古より大宮司として「子々孫々」綿々と継承されてきたことを主題としている。また、大宮司らによる新田開発の正当性とその社領形成を意味していると思われるが、あくまでも大宮司が宗像神を奉斎し、神事を行うことの重要性も説かれている。²⁴

【史料六 宗像氏業所職讓狀案】²⁵

讓与 宗像宮大宮司職事

權大宮司宗像長氏

右、大宮司者、當神御垂迹以來、重代相傳所職也、就中、祖父氏實朝臣給關東（源賴朝） 右大將家御判御書、養父

氏國帶（源實朝） 右大臣家御下知、并二位家御下文、如此代々云地頭、云儉斷、依被付社家、一事以上執行社務、

其後氏國爲遂上洛、去承久三年雖令讓執幣役於氏昌、至本印以下所職所領者、寛喜三年以氏國自筆後判之

狀、讓給氏業之間、（北条時頼） 最明寺殿御代建長二年氏業蒙御成敗、所令安堵也、而依致奉公官仕之忠、不得治務在

國之隙、然者、本印并重書等、悉讓与嫡男長氏、子々孫々可令相傳領掌、仍所讓与之狀如件、

建長三年二月十四日

大宮司宗像（氏業） 在判

（裏）「氏實以下讓狀四通者、

校正文之由、宗像直人等六人加判、

奉行人沙彌觀意（花押）

此奉行人者齋藤四郎左衛門入道也、

入字者同子息筆也、入字裏判者、觀意其後封裏、令書

奉行名之間、雖為同筆、墨色与判筆色、有厚薄之色、

同以自筆自判也、為散向後之不審記之、淨惠（花押）」

【史料六】では寛喜三年（一一三二）、氏國の養子に入り大宮司となった氏業は、【史料一】にみる氏國が祭祀権のみを氏昌に譲ったことを引き合いに出し、自身の大宮司の継承が「本印以下所職所領」として行われたこと、そして建長二年（一一五〇）に幕府より社務職の安堵を受けていることを示している。また、氏業が子の長氏に大宮司職を譲る理由として「而依致奉公官仕之忠、不得治務在國之隙」とあり、奉公のため在地できないとしている。²⁶この氏業の大宮司としての行動については、中村翼氏により詳細に論じられているが、それは氏業が長氏に大宮司職を譲ることで、氏業が関東や六波羅に祇候し、長氏が宗像を大宮司として治める体制ができたと言うのである。中村氏によれば、こうした氏業・長氏父子の關係によって、中央と地方のパイプが生まれたという。²⁷つまり鎌倉期に入ると、「奉公」のために上洛をするなど、在地を空けなければならない状況が出てくる中、祭祀者として神事を行っていくためには、氏國のような職掌の分割や氏業のよ

うな譲与が必要になったことが考えられる。先述の河窪奈津子氏や安達直哉氏による「神官領主」としての特殊的性格としての理解を踏まえ、在地支配のツールだけではなく、本来あるべき宗像氏の祭祀者の姿を見いだすことはできないであろうか。

さて、実際に氏業から氏長へ「本印以下所職所領」が譲与されたのは、建長三年（一二五二）ではなく、文永十年（一二七三）十一月二十一日としている。後世の記録にはなるが、応永十六年（一四〇九）四月十四日にまとめられた「應永社家文書総目録」における「代々社務讓狀次第」では、次のようにある（該当箇所抜粋）。²⁸

一通 自氏業「長氏讓狀 建長三年二月十四日

社務職并別府宮方檢斷公文職事

一通 自氏業長氏讓狀 建長三年二月十四日

子細同前

一通 淨惠讓狀 文永十年十一月廿一日但氏業事也、

本印以下所職所領事

氏業が長氏に単純に大宮司職を建長三年に譲っていけば、文永十年に改めて「本印以下所職所領」を譲る必要はないと考えられるが、わざわざ承久三年に氏國が氏昌に祭祀権のみを譲ったことを引用したとすれば、同様に建長三年時点において、長氏は氏業から祭祀権のみを譲られたとも推測できないだろうか。大宮司職の分割・分離について、安達氏は「大宮司職或いは社務職として一括して呼ばれていたものが、鎌倉中・後期から社務職（大宮司職）と本印以下所職所領と別々に呼ばれるものに分離する傾向がある」とし、さらに南北朝期には、大宮司職が宗像氏庶子の統制手段とされ、「社務職所有者」は対外的に社全体を代表する大宮司として、それに対し「所領所職所有者」は所領支配の実権を持ち、宗像氏の権力の中心が、社務職から移行する時期としている。しかし、この二者は補完的關係にあり、「神事・神役が依然十分に宗像氏の支配の確保・拡大に意味を持つ点をも、鎌倉後期から南北朝期にかけての著しい特徴」と位置づけている。²⁹また『宗像軍記』には、氏俊（五十二代）の家督継承に際して「四郎氏俊ヲ以テ宗像ノ家督トセラレケル。兄弟四人トモニ一度ツ、ハ大宮司ノ職ニ任セサセテ。恨憤ル事ナキヤウニトノ謀ナリ」という記載があり、大宮司職が権力争いの受け皿の意味合いがあったと推定される。さらに、『宗像軍記』には他にも、「氏俊廿五歳ニシテ。建武元年正月ニ。舎兄氏正ノ職ヲウケテ。大宮司トナル。宗像ノ家撰津守氏國ヨリコノカタハ。モツハラ

武門トナリ。其戟先ツヨク多クノ所領ヲモ討取タリ。此氏俊ノ時ニイタリテハ。猶更武家ヲコト、シテ。神職ノ事ハ名ハカリニテ。四季ノ祭祀ヲ勤ル事ヲイトヒケレハ。舎弟氏名ヲ以テ。社務トシテ神事ヲツカサトラシメ」とある。これらを良く理解すれば、社務職を譲ることで神事の懈怠を避け、【史料二】における大宮司の行動制限と見られる「不出闕外上」からの解放を求めたと言えるが、反して祭祀より武門としての活躍を重視していたとも考えられる。³⁰

三、応仁の乱以後の大宮司家の混乱

これまでに述べてきた通り、大宮司職が分割相続される素地は早い段階にできていたと思われるが、第一節の氏郷に話を戻すと、氏郷は氏信（六十三代）の嫡男であったにもかかわらず、氏信の次男氏弘が第六十六代、三男の氏正が六十七代と大宮司となった。なぜこのような事態となったかという理由を記すものは見あたらない。参考となるのは、第一節で示した「訂正宗像大宮司系譜」における「氏郷守宗像之武領、不任社務職之處、舎弟氏弘氏正早世、氏俊無嗣子、氏郷依為嫡流、氏俊為養子、相続本家、長祿戊寅二年六月十一日入社」という記述である。この記述を受け取るならば、氏弘が十四歳、氏正が十六歳という若さでそれぞれ大宮司となっていたことからして、あえて氏郷を大宮司職に就かせずに、長子である氏郷は宗像領を守る役目を負ったとも考えられよう。³¹いつ頃から氏郷が武領の任に当たっていたかは不明であるが、「訂正宗像大宮司系譜」では氏郷が長祿二年（一四五八）に大宮司職に就いた後の様子として、「文明元己丑年大宰少貳嘉頼、同九郎教頼親子蜂起、従対馬國、渡海筑前國、籠内山城、又大内掃部頭入道南榮企謀叛、少貳同意、豊前國乱入、同年十二月氏郷陶越前權守弘護牒合、退治南榮入道、味方續少貳楯籠責内山城之時、氏郷進先登、翌文明二庚寅年正月廿三日夜中、氏郷一手、不意攻破内山城、勳戦功畢」と伝えられている。応仁の乱において大内政弘が上洛をしたため、その留守に乗じてこの時、対馬に追いやられていた少貳氏と政弘の叔父である大内教幸（南榮入道）が文明元年（一四六九）に蜂起した。こうした動きに対して、氏郷は大宮司職にありながらも、大いに武威を發揮したことがわかることから、氏郷の武將としての才覚をもってして、長兄でありながらも弟たちが先ず大宮司職に就き、「氏郷守宗像之武領、不任社務職之處」という状況になったと推測できるのではないだろうか。

さて、氏郷の大宮司継承のプロセスを見てきたが、氏郷以降の状況としては大宮司家の分裂が起きてくるようである。『宗像市史』では、

応仁・文明の乱の外的要因として宗像大宮司家が分裂し、氏郷（六十八代）・氏郷の次男である氏國（六十九・七十二・七十四代）と氏郷の長男である氏定（七十代）が対立したとしている。その理解として次のようにまとめている。³²

「宗像宮社務次第」や「訂正宗像大宮司系譜」によると、第六十八代宗像氏郷の男氏定（後の第七十大大宮司）は文明元年七月九日、中国に赴き山口に居住したという。ここに見られる氏定の動向は、時期的に見て単なる移住ではなく、他の領主の動きと同様に筑前に進出した少弐氏に敵対して大内氏方としての立場を貫いたものであったと考えられる。これを宗像氏に即して考えてみると、宗像地方に留まった氏郷・氏國父子は少弐氏に帰順することでその地位を保ち、氏定および彼を擁立した勢力は氏郷派への対抗上大内氏のもとへ走った、と理解できるのである。

しかし先述の通り、氏郷は少弐氏に帰順することもなく、大内政弘の家臣陶氏と共に少弐氏と戦っていることもうかがえる。³³室町期に入ってから宗像氏と大内氏の関係性がわかるものとしては、貞成親王の日記である「看聞日記」の永享三年（一四三一）七月の記事に、筑前国萩原での大内盛見と少弐氏・大友氏の戦いにおいて、宗像氏が大内家の被官として名を連ねていることがわかる。³⁴元来、宗像氏は少弐氏との関係が強かったようであるが、南北朝の終わりには少弐氏の勢力に陰りが見え始めていた状況にあったことから、大内氏との関係を深めていたと言える。その前提に立って、果たして氏郷と氏定父子は対立する関係にあったのだろうか。さらに氏定について「訂正宗像大宮司系譜」では、次のように伝えている。

【史料七 訂正宗像大宮司系譜】

文明元年己丑年七月九日親父氏郷在職中、属大内家、赴中国、于時大内政弘上洛之跡也、同年政弘叔父大内教幸入道南榮企謀叛、抑続大内家督、為押領防長、氏定南榮入道依為甥、暫随伯父南榮、雖在防州、遂不変義心、告南榮計連々氏郷、其後南榮入道并少貳等退治之時、氏郷共属大内政弘、盡粉骨、文明二年庚寅年又防州、随政弘、猶居住山口、

此間之十ヶ年也

氏郷が大宮司職に在る時に大内氏の拠点となる中国に氏定が渡り、謀叛を起こそうとする大内教幸の動きを父である氏郷に告げ、共に戦っている様子がわかる。第一節での氏業と長氏の関係においては、氏業が上洛するために大宮司職を譲り、長氏が宗像の地で大宮司を担うのであるが、氏郷と氏定においては、大宮司職の氏郷が中国に渡るわけではないので、大宮司職の譲渡もなく、氏定が大内氏と宗像をつなぐ役目を果たしていたと考えられないだろうか。ただ「宗像宮社務次第」における氏定の記載では、中国へ渡った十年を「氏定御牢人十年也」³⁵としていたので、氏定が宗像では身の置き場の無い立場のため大内氏を頼ったと考えれば、『宗像市史』の言うところの対立構造があったという³⁶ことも完全には否定できないだろう。

四、大宮司家の分裂と相続争い

氏郷が文明十年（一四七八）正月に死去すると、次に大宮司を継承したのは氏定が弟の氏國（六十九代）であった。「訂正宗像大宮司系譜」では、「親父氏郷卒去之後、舍兄氏定未歸國時暫任社務職○後土御門御宇文明十戊戌年二月即位、同年九月舍兄氏定依歸國辭職」とあり、氏國の大宮司就任は氏定が中国より宗像に戻るまでの暫定的なものとして、翌二月には大宮司の職に就いたと伝えている。これは大宮司の職が空白にならないことへの対応とも考えられるが、氏定が中国から宗像に帰国して、大宮司職に就くのが、同年八月廿七日で、約半年ほど要したことになる。³⁶これに関しては、応仁の乱で上洛していた大内政弘が山口に帰国し、文明十年になると再び筑前・豊前支配に乗り出すようになる時期を同じくして、氏定も宗像に戻るタイミングを見計らっていたとすれば、政弘の後見を受けて大宮司に就こうという目論見があったとも考えられる。³⁷また大内政弘は宗像大宮司宛に「其境之儀、依諸篇御馳走、無為祝着至候」とあり、おそらく文明元年の少弐氏と大内教幸に対する功勞として出されたものと考えられるが、この争乱を経て、大内氏と宗像氏との関係は更に強くなっていたことも想定されよう。³⁸

さて氏定は、文明十五年（一四八三）に息子である興氏に社務職を譲り、興氏は長享元年（一四八七）十一月三日に大内氏により補任され、

第七十一代大官司となったとされている。³⁹興氏は名の通り、大内政弘の子である義興から偏諱を受けており、その関係において義興に従いつつ、宗像を治めることとなった。しかし明応七年（一四九八）に入ると、筑前で大内氏と大友氏の争いが激しくなり、『宗像神社史』によると、氏國（氏佐）は大友氏に属し⁴⁰、興氏は大内方として大官司職を争うことになる。⁴¹これは氏郷死後の大官司継承において、文明十年における次男である氏國から、長男である氏定への大官司交替は中継ぎとしての性格を帯びていたとも考えられるが、やはりその背景には、氏定と氏國（氏佐）との大官司職をめぐる確執があり、そこから起こった大官司家の分裂の歪みと考えられる。その影響からか「宗像宮社務次第」（甲本）では、次のような代替わりの記事が見える。⁴²

七十一代興氏

七十二代氏佐 強入申也

七十三代興氏 還補也

七十四代氏佐 強入申也

七十五代興氏 還補也

興氏が氏定より大官司職を譲られた長享元年から、興氏が氏佐（氏國）の子である正氏（童名阿賀法師）を養子とし大官司にする永正五年（二五〇八）までの間に左記の通りの交替を繰り返していた。「強入申也」ともあるように、決して穏やかな交代劇とは言えなかったであろう。この状態に終止符を打つ一手として、興氏が氏佐の子である正氏を幼少でありながら、養子として迎えたとすれば、少なくとも氏佐への牽制となったと思われる。

68	氏郷		
69	氏國	氏郷次子	
70	氏定	氏郷長子	
71	興氏	氏定子	大内方
72	氏佐	氏國から改名	大友方
73	興氏		
74	氏佐		
75	興氏		
76	正氏	氏佐長子→興氏猶子	
77	氏統	氏佐次子→正氏猶子	
78	正氏	黒川隆尚改名	
79	氏男	氏統長子→隆尚猶子	
80	氏貞	正氏長子	

『宗像神社史』下巻を参照に作成

さらに、永正五年において、この興氏から正氏⁴³へ大宮司職を譲る理由として、「訂正宗像大宮司系譜」では「同五戊辰年正月義植公防州上洛時、興氏依為供奉、嗣子政氏讓與社務職并所領」とあり、興氏が大内義興と共に十代將軍義植を奉じて上洛するための譲与であったことを伝えている。⁴⁴これは、第一節の【史料二】における宗像大宮司が在任中は「不出關外上」として宗像の地を離れることができないという約束事が、鎌倉以来相伝されてきたことを示しているのかもしれない。

さて正氏が大宮司職を嗣いだとする年齢についてであるが、『宗像記』では天文十六年（一五四七）に四十八歳で亡くなっているとあり、『宗像記追考』では明応九年（一五〇〇）の生まれとあるので、大宮司職に就いたときの年齢は七歳前後であったということになる。⁴⁵また永正五年に興氏が正氏に大宮司職を譲ることができ、大内義興と共に上洛できたのも、氏佐との関係が落ち着いていなければ叶わなかったであろう。しかし、幼少にして大宮司となった正氏に対して、実父である氏佐が、興氏の上洛の隙に何かしらか正氏に関与しようとした可能性も考えられるが、次の史料から別の見方も検討したい。

【史料八 問田興之書状】⁴⁶

今度以上山坊条々承候通、陶尾張守申談、^(興房)遂披露候、仍御家督弥無相違之由、対阿賀法師方、被進御書候、雖勿論候、尤珍重候、各被申談御馳走肝要候、京都殊謚之条、御帰国可為近々候歟、旁期面謁候、猶使僧申候間、不能詳候、恐々謹言、

五月廿三日

興之^(問田)（花押）

占部右馬助殿

吉田孫右衛門尉殿

占部平左衛門尉殿

占部与四郎殿

吉田伯耆守殿

面々御中

これは、大内義興奉行人である問田興之が、阿賀法師（正氏）の家督安堵に関して、宗像家重臣等にその旨を伝えるものである。『宗像大社文書』では、この書状を永正十五年（一五一八）と比定しているが、正氏が興氏から大宮司職を譲られたのが永正五年（一五〇八）とするならば、十年越しの安堵を受けることになる。この安堵に関しては、宛名の通り宗像氏側からの要求に応えたもので、桑田和明氏はこの書状をうけ、「宗像氏重臣が義興の安堵状を申請したように、義興が宗像氏の家督決定権を握っている」とした。⁴⁷ それにしても重臣等が安堵を申請し、正氏の家督の正当性を「仍御家督彌無相違之由」と確認する必要があったのだろうか。この宛名に連なる家臣等は、永正六年（一五〇九）頃の書状と思われる「大内氏奉行人連署書状」⁴⁸の宛名の中にも、占部越前守・吉田伯耆守・許斐勘解由左衛門尉・占部右馬助・大和備中守・吉田孫右衛門尉・占部平左衛門尉・許斐一郎六郎などが見られる。このことから、幼少である正氏は重臣等側近の支えのもとに庇護されていたと考えられる。つまり氏佐が正氏に関わる余地は無かったのではないだろうか。

そこで「問田興之書状」の中身に戻ると、「對阿賀法師方、被進御書候」とあるように、阿賀法師の正当性を求めなければならなかったということは、阿賀法師に対抗する勢力が、またそれを認めようとしないう者達がいたと推測できる。永正六年・永正十五年ともに名が出ている占部右馬助は占部豊安のことであるが、「占部家系傳」の豊安の記載では、「大永五年十月十一日安部伊豆守範任、相共に宗像郡深田村に至り、宗像民部少輔氏續の館を圍む。氏續跡をくらます」⁴⁹とある。ここに出てくる氏続は氏佐の子であり、正氏の弟である。おそらく正氏と氏続の間で大宮司職をめぐる対立が起きていたと考えられ、永正十五年の安堵についても、氏続勢力に対して、阿賀法師（正氏）側が大内氏の力を背景に大宮司の職を確実にする意図があったように思われる。しかし、正氏と氏続との対立が続いていたからであろうか、その対立を落着させる沙汰が、大永七年（一五二七）に大内義興から出される。それは弟である氏続を正氏の養子にし、七十七代大宮司とするものであった。

宗像社家分別目録（在事）、以裁判為正氏猶子、申付左衛門尉氏佐息八郎氏統之旨、正氏与氏統契約狀之通可然候、

万一於聊爾之方者、可加成敗候、恐々謹言、

（天永七年ウ）
八月二日

（大内）
義興（花押）

（正氏）
宗像四郎殿

これによれば、氏統には社家分の相続のみをさせるということがわかる。『宗像市史』では、正氏自身は継続して武家分（武役）を継承し、氏統には社家分（社役）を譲ることに對して、「この段階において、大宮司として宗像社を經營する神官的側面（社役）と軍役を務める軍事的側面とが分離して、それぞれ個別に相続されることになった」と説明しているが、これまで述べてきたように鎌倉期から南北朝を通して戦国期に至るまでこのような分割相続の例は見られてきた。⁵¹また第二節で示した『宗像軍記』にあるように、大宮司職が争いや遺恨に對する受け皿となりえたとするならば、今回の分割相続もそのような要素を含んでいるかもしれない。

五、大内氏による大宮司職分割相続と統合

ではなぜ義興は、このような分割相続をさせる必要があったのだろうか。このことについて桑田和明氏は、この背景に正氏と氏統との間に大宮司をめぐる確執があったとし、宗像大宮司の家督決定権を持つ大内義興がこの家督争いを「裁判」という形でおさめることの重要性を説き、義興の大宮司家への影響力の大きさを示している。⁵²この正氏と氏統の父は氏佐（氏國）であり、この氏佐は大友氏と与み、大内氏に背いたことは先述通りである。大内氏としては、仮に氏統に大宮司としての職権を総て譲与したら、再び大友氏と結びつく可能性も否定できなかっただろう。宗像氏としても、このまま正氏と氏統との内部対立が続くのも、宗像そのものを脆弱化しかねない。そうした危惧もあったとすれば、氏統に社家分、正氏に武家分とする折衷案は、大内氏、宗像氏共に都合が良いものであったと考えられる。正氏からすればこの「裁判」によつて、大宮司職のうち「社家分（社役）」を譲ることになるが、その理由のもう一つの側面として、正氏の武將としての活躍を興氏

から期待されていたのかもしれない。その裏付けとして、氏統に大宮司を譲った後の正氏の動きとして、「訂正宗像大宮司系譜」には、「正氏属大内義隆、赴防州山口、此時従義隆公、賜諱字、并防州吉敷郡黒川郷被宛行、則住居黒川、故以在名為称号、改黒川刑部少輔隆尚、依為大内政弘之孫、依義隆之命、隆尚改宗像姓、為多々良之姓、從是宗像之守武領頭軍功」とあり、宗像姓から黒川姓に変え、義興の子である大内義隆の近臣として隆尚と改名し、山口に拠点を移していく。「宗像之守武領」とあるように、正氏は武役を、氏統は社役とすることで、正氏が大宮司職として宗像に留まることから解かれ、大内氏のもとへ祇候することは、大内氏と宗像氏の関係をより強めることになるだけでなく、さらには正氏と氏統兄弟の争いを収めるという、義興の分割相続がもたらした状況と言えるであろう。

しかし天文元年（一五三二）に入ると、大友氏と龍造寺氏が筑前へと侵攻を始めるようになる。これにより、正氏（以後改名黒川隆尚）は再び宗像に戻ることにになり、大内氏と共に対大友・龍造寺のため転戦していく。翌天文二年（一五三三）には、隆尚は氏統から再び大宮司職を還補されたとしているが、⁵³この隆尚の大宮司再任の目的はどこにあるのだろうか。この還補は隆尚が望んだことであるのか、また大内氏による意向があったかは不明であるが、『河津伝記』によると「大友ノ牙将立花親貞、並大宮司カ一族宗像新四郎氏延、大和左衛門尉等数百人ヲ卒、隆業カ亀山ノ城ニ押寄、鯨波ヲ掲テ襲攻」とあり、天文元年に大内家臣である河津氏の宅所を宗像新四郎氏延なる者が大友方として攻め入ったということである。⁵⁴氏延が宗像一族であることはわかるが、その人物像は不明である。この天文元年時点では氏統が大宮司職にあり、先述のとおり氏統の父である氏佐は大友氏とつながっていたことがある経緯を考えると、氏延と氏佐・氏統父子の関係を示すにはいたらないが、氏統を大宮司職に就かせたままにしておくには、再び大友氏側につく危険性があった可能性は考えられるだろう。いずれにせよ、氏統からすれば大宮司職を隆尚に追われるかたちになるので、大永七年の沙汰（【史料九】）が反故にされたと感じていたかもしれない。そのためか、再び隆尚と氏統との間で争いが起こっている。

【史料十 宗像氏続感状】⁵⁵

去九月廿四日黒川刑部少輔（隆尚）与執相、遂鏝初、防戦粉骨、高名無比類之次第、感悦無窮者候也、

弥於向後茂馳走頼申所、件如、

天文五壬 申 閏十月八日

氏統(宗像) (花押)

九郎殿

天文六年(一五三七)になると幕府の取りなしにより、大内氏と大友氏は和議を結ぶことになるので⁵⁶、おそらくこの隆尚と氏統との争いも、大友氏との戦況が落ち着いてきた頃合いで大宮司職をめぐる対立が再燃したと考えられる。同じくして「訂正宗像大宮司系譜」では天文五年(一五三六)に隆尚は、氏統の子氏男を猶子にして大宮司職を譲り、再び山口に行くことが記されているが⁵⁷、【史料十】に見られるように、未だ隆尚と氏統が係争中ということであるならば、この天文五年の段階で氏男に大宮司職を譲与することは厳しい状況であったろう。そこで、時期について参考となるのが、次ぎに掲げる【史料十一】である。同史料によれば、時を経て天文十六年(一五四七)に、大内義隆の沙汰により氏男を隆尚の猶子にし、社役・武役を一統させることを記している。

【史料十一 黒川隆尚書状】 58

今度(宗像)氏男事、為隆(黒川)尚猶子被仰付、不及社役武役相分、沙汰一統之儀、被仰出候、

然処(宗像)対氏統割分地、山口村内(鞍手郡)氏俊知行分事、相違之条、迷惑之由被申之通、尤無

余儀候間、以別地可充行候、聊不可相違候、於然者隆尚発足砌、別而馳走頼入候、

恐々謹言、

四月廿日(天文十六年九)

隆尚(黒川) (花押)

深田兵部少輔殿(氏俊)

天文五年の段階では氏男に隆尚が大宮司職を譲る状況ではなかったとするならば、この天文十六年の時点まで隆尚が武役、社役のいずれも有しており、それを「一統」にして氏男に譲与したのか、すでに氏男には社役は譲られており、武役を隆尚から受けることで「一統」させたかになるが、天文十年（一五四一）正月十五日には、隆尚は厳島攻めのために安芸国におり、宗像の地を離れている。⁵また天文十二年（一五四三）正月十三日には、義隆とともに出雲の尼子氏攻めに参加している。⁶これまで見てきた大宮司の性格として、大宮司の身分のまま宗像の地を大きく離れることは考えにくいのではないだろうか。とすれば、少なくとも隆尚が厳島に遠征する天文十年頃までには、氏男に大宮司職を譲っていた可能性が出てくるであろう。ただ、そうであるならば、「訂正宗像大宮司系譜」に見られる隆尚から氏男への譲渡があったのか、またはこの天文五年の際には、社家分のみ分割相続がなされたのか、更なる検討を要するだろう。いずれにせよ、大内義隆の意向により「不及社役武役相分（社役・武役相分かつに及ばず）」として、大永七年の大内義興による社役と武役の分割相続に区切りがつけられたということになるのだろう。⁷しかし、天文十一年（一五四二）七月十九日に、「許斐先祖以来証文目録也、天文十一年社務氏續社務氏續拝見之」とあり、氏続が社務（大宮司）として目録を見ていることがわかる。⁸この時期に氏續が大宮司であったとすれば、この天文十六年の氏男への大宮司職「一統」の継承に際し、それまで隆尚が武役を、そして氏男がすでに社役を担っていたのではないか、という説明がつかなくなる。氏続が大永七年以来、少なくとも天文十一年まで、または、長くて天文十六年までは大宮司職の任にあったという可能性もあるのだろうか。その可能性があるのであれば、天文五年の「訂正宗像大宮司系譜」との整合性は取れなくなるので、隆尚の持つ武役と氏続の持つ社役を天文十六年に、氏男に「一統」として譲ったとする考えは残しておきたいと思う。

六、氏貞の大宮司継承

天文十六年に氏男（七九代）に「一統」として武役・社役が譲られたとするが、天文二十年（一五五一）に黒川隆尚（氏正）が歿すると、氏男は山口へ向かい、隆尚の遺領である黒川郷が与えられ、名前も義隆から一字受け、「隆像」と名乗ったようである。⁹氏男は隆尚の猶子となっていたので、その後継者となることはできるだろうが、晩年の隆尚には、最後の大宮司となる氏貞（幼名鍋壽丸）が産まれている。

道理からすれば、隆尚の跡を継ぐのは、氏男よりは鍋寿丸ということになるだろうが、そうではなかったのである。この頃には、大内家の内
部では陶晴賢が大きな力をつけており、天文二十年には大内義隆を討っている。この義隆と晴賢の対立を背景に、鍋寿丸の母が陶晴賢の姪と
いうこともあり、鍋寿丸には晴賢が、隆像（氏男）には義隆が後ろ盾になるという状況が何かしら歪な関係を生じさせることになったのでは
ないだろうか。

【史料十二 黒川隆尚書状】 64

対愚息鍋寿丸（宗像氏貞）讓与候領地目録并忤者凡下等人数注文、以兩通言上仕候、仍氏男・鍋寿丸兩方家人等

当知行事、無相違合進止、於奉公者、格別（仁頼）勤之、公役等事、可遂其節之由、申付候、猶寺内左馬助・（尚秀）

国分勘解由左衛門尉申含候、可預御心得候、恐々謹言、

後七月十三日（天文十六年）

隆尚（黒川）（花押）

杉伯耆守殿（重矩）

青景越後守殿（隆著）

貫兵部丞殿（隆仲）

一任此状之旨、可令領掌之由、依 仰下知如件、（兼書）

天文十六年閏七月十五日

兵部丞（貫隆仲）（花押）

越後守（青景隆著）（花押）

伯耆守（杉重矩）（花押）

隆尚は、子である鍋寿丸（氏貞）と大宮司を譲った氏男が大内義隆に対して、それぞれが奉公していくことを期待していたのであろう。天

文十六年に氏男に大官司職を譲った時点で、隆尚は鍋寿丸を黒川姓としての後継者にしようとしたと思われる。この書状は氏男への譲渡から間もなく出されており、「譲与候領目録并忝者凡下等人数注文」とあることから、幼少である鍋寿丸に対する配慮があったと考えられる。同年閏七月十五日に隆尚はこの世を去るが、大きく解釈することが許されれば、山口に拠点を置く隆尚は、鍋寿丸を山口の地から、そして氏男は大官司として宗像の地から義隆に奉公することを最期に望んだのではないだろうか。しかし冒頭の通り、天文二十年になると氏男は大官司職を辞して山口に参じるのである。これは氏男の意思でそのようにしたとは考えにくく、おそらく義隆による手引きがあったかと思われる。鍋寿丸には敵対する陶晴賢がいたために、隆尚の後継にはせずに、晴賢の息の掛かっている氏男を呼び寄せることで自前の勢力を強める目的があったのではないかと考える。ただ程なくして同年九月一日、氏男は義隆とともに長門国の大寧寺にて陶晴賢により討たれることになる。

【史料十三 宗像氏重臣連署奉書】⁶⁵

^(端裏)
「(墨引)」

天文廿年九月十二日宗像四郎殿強入部時、雖無上意候、秀郷^(寺内)・尚職申談之、
則時懸合、勝利候、心懸馳走之趣、得其心、能々可申旨候、恐々謹言、

同十月二日

尚秀^(寺内) (花押)

良喜^(吉田) (花押)

直頼^(国分) (花押)

吉原善三郎殿

【史料十三】は、大内義隆が討たれて間もない天文二十年九月十二日に、七十六・七十八代大官司正氏(黒川隆尚)の子である「宗像四郎」、つまりは鍋寿丸(後の氏貞)が山口より宗像に入ったことを示すものである。「強入部」とあるように簡単な宗像入りではなかったことが伺え、また「勝利候」とあるので鍋寿丸一行に抵抗する勢力がいたということだろう。この連署に見られる、寺内尚秀、国文直頼の名は、【史料十二】の中にも見られ、おそらく隆尚の家臣であり、鍋寿丸の後見的役割を果たしていたと思われる。この鍋寿丸の宗像入部に関して『宗

『像記』では、対照的な記事が見られる。⁶⁶

①

隆房がはからひにて、宗像四郎と名乗らせ、同年九月十二日に、押て宗像に下し、宗像の家督に立たんとす、在所にある家臣共、大に憤て云やう、是は陶殿の傍若無人の振舞なり、かかる事ならば、などや一応は吾等どもにも、きかせ給ざりけん、押て若君を下し給ふ事、在所に有者共は、なきにひとしき有様なり、若君も隆尚の御子にてわたせ給へば、何れ疎にはおもひ奉らねども、是は御劣腹にておはします

と、鍋寿丸の入部は隆房(陶晴賢)の押妨であり、「宗像四郎」は晴賢の子であるので、受け入れられない様子がうかがえるが、宗像四郎が隆尚の子ではないと主張する点で、後に大宮司職に就くことから、その部分は否定できるだろう。

②

宗像の嫡流、已に断絶に及処に、隆尚の御下腹に鍋寿丸殿と申せしを、陶隆房がはからひとして、七歳の秋、黒川より宗像に移し参らせけれども、彼家人心々も申旨ありて、其年は打過ぎぬ、明る天文廿一年に、宗像の家督の居り、四郎氏貞とぞ申しける、宇多天皇より七十九代に当て、当家の柱礎に立給へば、上下悦び貴び奉る事尋常ならず、先規の例に任せて、中納言殿とあがめ参らせける

と、鍋寿丸が宗像に来たことを歓迎し、ことの他に喜ぶ様子がわかる。しかしそうであるならば、【史料十三】にあるような入部の状況は生まれなだらう。これらを踏まえて、ここでさらに『宗像記追考』の記事を参考してみたい。⁶⁷

抑隆尚御下腹ノ御子鍋寿丸殿、防州黒川ニオハシマスヲ、氏男討死ノ後、宗像ノ家督ニ立ントテ、陶尾張守押テ宗像ニ下シ参ラセラル、本書ノ第二ニ出之、其頃ハ陶ハ義隆ヲ誅シ奉テ、威勢ナラフ方ナク、中国ヲ押靡ケタル最中ナレバ、我下知ニ不随モノハ、恐クハ、有之マジト奢リ亢リ、宗像ノ家人ニモ案内ナク、寺内治部御供ニテ、御母儀モロトモニ、宗像ニ入セ玉ヒ、白山ノ城ニ御入アリ、然レバ、氏男ノ実父氏統并宗像在任ノ御家人、立腹シテ、各一揆シ、曾テ同意セズ、其謂レハ、氏統ノ末子氏男ノ御世継ニ立ント云、氏統又同意タルニ依テナリ、宗像在任ノ御家人皆一揆ス

鍋寿丸自身に宗像大宮司家の家督に就く意識が、この段階であつたかは不明であるが、鍋寿丸は山口で生まれ、姓も宗像ではなく黒川であり、父である隆尚が大宮司であつたという点のみが大宮司家をつなぐアイデンティティであつたかと思われる。『宗像記追考』に読み取れるように、晴賢の強引なやり方があつたとしても、在地にいる人々がすんなりと鍋寿丸を受け入れるよりは、その正当性においても反発があつたことは至極当然かと推測できるだろう。いずれにせよ、鍋寿丸は陶氏の後ろ盾と黒川家家臣等により、宗像の地に足を踏み入れることができたのである。そして、翌天文二十一年（一五五二）九月十一日、義隆亡きあと、大内家の家督を継いだ大友義鎮（宗麟）の弟である晴英により、鍋寿丸は黒川姓から宗像姓に復され、名実ともに大宮司となる。⁶⁸

さて、今回の鍋寿丸の大宮司継承は、これまでの「子々孫々相伝の領掌」という大宮司の継承に則つた譲与がなされたのであろうか。それは鍋寿丸が誰から大宮司職を受け継いだかである。氏男は大宮司職を辞してから山口に來たことからして、氏男から譲与されたとは考えにくいだらう。この点において、【史料一】での「仍爲備氏人向後將來龜鏡、所令讓与如件」、また【史料六】での「仍爲備氏人之譜代相傳之理、所讓如件」とあるように、氏人たちに対して正当性のある「相伝」と認識されたかどうかが重要になってくるのだろう。

(宗像)

就氏統御父子御身躰調之儀、今度秀郷勲功之趣、(許卷) 氏任・尚道注進候、神妙之至、誠以可

(陶晴賢)

有加与候、仍從 尾州様、对座主御坊、以御書被仰遣候、重疊雖辛勞之儀候、有持参、堅

固成就候様ニ、可被相調事肝要候、一所衆事、是又可有随遂候、出陣之儀延引不苦候、可

被得其意候、恐々謹言、

天文廿二年三月廿六日

(寺内)
尚秀

(国分)
直頼

(吉田)
良喜

寺内治部允殿

此状吉留村善四郎所持す

【史料十四】は、陶晴賢の命により、氏統（七十七代）とその子である千代松が鍋寿丸方により殺害されたことを示している。元来、氏統は隆尚（正氏）との確執があつたことは、第四節・第五節にて述べた通りである。ゆえに隆尚の子である鍋寿丸が大宮司になつたことは、氏統にとつては愉快なものではなかつたはずである。鍋寿丸の宗像入部の状況として『宗像記追考』を示したが、その中で「氏男ノ実父氏統并宗像在住ノ御家人、立腹シテ、各一揆シ、曾テ同意セズ、其謂レハ、氏統ノ末子氏男ノ御世継ニ立ント云、氏統又同意タルニ依テナリ」と、氏男の後継者として末子である千代松を推す動きを氏統が取つた可能性は大にあるだろう。陶晴賢としては、宗像での影響力を確たるものとするために、また鍋寿丸方とすれば、再び大宮司職をめぐつて相論が起こり、その行き着くところの大宮司職の分掌が再びなされることを危惧した対応であろうが、氏貞が最後の大宮司となつてしまつた要因として、氏貞の後継者たる男子が夭逝してゐたことに加え、この氏統・千代松親子の死亡により宗像大宮司家としての後継者を立てるバックアップができなくなつてしまつたと言えるだろう。天文二十四年（一五五五）には陶晴賢が、弘治三年（一五五七）には大内義長が立て続けに毛利元就に討たれると、これまでの後ろ盾を失ふことで、氏貞は毛利氏と大友氏の間で翻弄させられることとなる。

七、大友氏と毛利氏に対する氏貞の動向

天文二十年に大内義隆が陶晴賢に討たれ、大友義鎮の弟である義長（晴英）が大内家の家督を継ぐ。実質的には晴賢が実権を握っていたであろうが、大内氏と大友氏との関係は落ち着いていたようである。しかし、大内家内では義隆を討った晴賢に対抗する勢力が出てくるようになり、鍋寿丸ら宗像勢は晴賢方に加勢をしており、天文二十二年（一五五三）には、筑前怡土郡の高祖里城を居城とする原田隆種（義隆の女を娶っている。義隆に近い家臣と言える）を攻めている⁷⁰。また天文二十三年（一五五四）では、石見国三本松城（津和野城）の吉見正頼を攻めている。『宗像記追考』ではこの時のことを、「天文二十三年二石州津和野三本松ノ城主吉見三河守謀叛ノ時ニ、陶討手ニムカハルル時、氏貞ヨリノ加勢トシテ、吉田・占部・石松ヲ大将トシテ、三百騎ヲ相添」と記しており、鍋寿丸（氏貞）は参陣していないことがわかる。⁷¹鍋寿丸は、天文二十一年に、黒川姓から宗像姓に復したことは先述の通りであるが、これは鍋寿丸が大宮司の身になったことをも意味していると思われる。そうなると、石見国への遠征は宗像の地を離れることになるので、大宮司在任中は「不出闕外上」という大宮司の要件が、鍋寿丸（氏貞）にも継承されていたということになるだろう。このように鍋寿丸は、晴賢方として大内家に対し、宗像の地より奉公していたことがわかり、そのためか当時の大内と大友の関係性において、大友氏が宗像に対して敵対的な動向を示す姿はさほど見えてこない。

さて本節は、大内家滅亡以降の毛利氏と大友氏との対立の中で、その間に挟まれることになる武役（在地領主）としての氏貞の動向を、毛利と大友の和議が結ばれる永祿七年までを中心に探ってみたい。

【史料十五 大友氏年寄連署書状】 72

就今度秋月御成敗、鍋寿方別而可有馳走之由、以（文種）神裁承候之条、則至 御座所令注進候、

定而直可被成 御感候、此節文種被加御誅伐候事、鍋寿方永々御安堵之基候之間、可被尽

粉骨事、無申迄候、然者近々於秋月宅所可取懸覚悟候、発向之砌、火之色次第、不移時日

被懸出、可被相動事專要候、聊不可有油断之儀候、恐々謹言、

六月五日（弘治三年）

鑑統（花押）（白姓）
長増（花押）（吉岡）

(田北)
鑑生(花押)

(秀郷)
寺内治部丞殿

(吉田良喜)
藤 入道殿

(尚秀)
寺内備後守殿

弘治三年(一五五七)に、毛利氏が大内氏を滅ぼしたことに対応するかのごとく、大友氏も筑前への動きを見せ、鍋寿丸との接触を持つようになる。同年、毛利方の秋月文種成敗のため、大友氏にその協力を求められた氏貞には、大友家加判衆(大友家重臣)より戦功として宗像における安堵が約束されていることがわかる【史料十五】。後見がいなくなった鍋寿丸においては、大友氏がそれに代わる存在となるか試金石となる戦になったかもしれない。しかし、永禄元年(一五五八)六月二十八日「大友義鎮書状写」では、「義鎮聞宗像氏貞起兵、拠筑前許斐城」と宗像氏貞が兵を挙げ、宗像郡にある許斐城に籠城しているの、これを討つようと大友家家臣麦生鑑光に命令を下している。⁷³宗像大宮司の拠点は白山城であるが、許斐城はその支城であり、一族の許斐氏が城主を務めていた。この氏貞の挙兵の理由は不明であるが、大友氏との間に何かしらの問題が生じたのだろうか、氏貞は毛利方に与する方針に転じたと思われる。

さらに翌永禄二年(一五五九)には、「宗像第一御宝殿置札」によると「永禄二年己未九月廿五日、豊家祇候之鎮氏、語御家人、数万騎俄襲来、成社乱之間、一社之軍兵、奉守護社務様、到大嶋取退、其節豊芸義絶、偏為胡越隔之条、憑毛利元就、御在嶋堅固也」とあり、大友の侵攻により、鍋寿丸(氏貞)の軍勢は中津宮のある大島(宗像より沖合10キロほどにある)に追われてしまう。⁷⁴やはり「憑毛利元就」とあるように、大友方と敵対関係にあったことがわかる。「訂正宗像大宮司系譜」においても、宗像と毛利の関係を、「大内家断絶之後、永禄二己未芸州毛利元就公之属幕下」とし、毛利方にあったことを伝えている。⁷⁵またこの永禄二年は、大友義鎮が九州探題に補任され、豊後・豊前・筑前・筑後・肥前・肥後の守護として勢力を伸ばす時期であったことも付け加えておく。永禄期に入ると、鍋寿丸から氏貞と名を改め、近臣たちに所領や知行を与えるなど地盤固めを始める。おそらく大内氏が滅亡したことで、その意向を伴わず、氏貞自身によってそれらが行えるようになったからだと推測できよう。しかし、まだ氏貞が宗像を掌握することができていなかったからだろうか、大友氏に対抗できるほどの力が整っていなかったと思われる。

永禄三年(一五六〇)三月二十八日、氏貞の念入りな手回しの成果であろうか、大友勢を退け、大島より宗像に復する。⁷⁶その後、氏貞は近

永禄元年10月5日	実相院益心に宗像郡西郷氷上領の内三町を与える	386
永禄2年6月28日	吉田重致に宗像郡西郷の内五町を与える	389
永禄2年9月2日	吉田重致に一町九段の地を与える	392
永禄2年9月5日	占部尚持に遠賀郡手野郷の内一町と屋敷を与える	393
永禄2年9月14日	占部尚持に宗像郡津丸片熊名と西郷の内二町を与える	394
永禄2年9月25日、大友の侵攻により、氏貞ら大島に逃れる		
永禄2年10月13日	大島渡海に従った瓜生益定の忠節を称える	397
永禄3年2月11日	石松掃部允、野生源三ら、氏貞に忠誠を誓う	404
永禄3年2月17日	勝浦浜与三右衛門に勝浦郷の一反を与える	406
永禄3年3月16日	野生源三に大穂村の五町を与える	409
永禄3年3月26日	野生源三に知行の不足分を与える	410
永禄3年3月27日	竹井重頼に遠賀郡遠賀庄天野郷に知行を与える	413
永禄3年3月28日、大島を出て許斐城を奪還する		
永禄3年4月2日	吉田秀時に遠賀郡山田郷に知行を与える	415
永禄3年4月3日	石松典宗を摂津守に任じる	416
永禄3年4月3日	石松尚季を但馬守に任じる	417
永禄3年4月5日	吉田守致を弾正忠に任じる	418
永禄3年4月15日	瓜生益定に遠賀庄山田郷の代官職を預ける	419
永禄3年6月2日	嶺氏慮に代々の知行と戦功の加恩を与える	423
永禄3年6月14日	吉田貞辰に遠賀庄内に知行を与える	424
永禄3年6月24日	占部尚持に鞍手郡沼口村地頭職を与える	425
永禄3年6月24日	占部尚持に宗像郡に所領を与える	426

☆永禄元年(一五五八)から永禄三年(一五六〇)までに見られる知行安堵など

『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱを参照して作成 右欄の数字は史料通し番号

臣及び対大友での戦功者への官途状を出し、知行安堵を積極的に行っていく。これら知行安堵、補任、加恩を行うことは、もともと宗像の地に基盤を持たない氏貞にとって、武役（在地領主）としての地位を確立することにもなり、それに伴って勢力の安定と拡充を図ったと思われる。桑田和明氏は、氏貞が毛利氏や大友氏という戦国大名の間にあつて、領主制を展開しようとし、家臣に発給する官途状では、氏貞を頂点とした名誉秩序体系を作り上げていたと指摘している。⁷⁷永禄四年（一五六一）四月に再び大友勢が許斐城を攻めるも、氏貞はこれを受け、退けることができたのも、この頃には氏貞を中心とする体制が整ってきたからと思われる⁷⁸。

【史料十六 聖護院道増書状】 79

豊芸和平之事、為 上意堅固之仰故、存分互雖在之、被応申、一段入魂之姿候、（次第九カ）早々可申来之处、遠境依無案内、自芸州可被申理由申候キ、其御家之事、不混自余子細共候哉、別而京

都之儀、於無御疎略者、涯分可馳走心中候、万端向後者可申承候、仍為祝義、（儀）太刀一腰進之

候、猶矢嶋治部少輔可申候也、謹言、

八月三日

（永禄六年カ）

（聖護院道増）
（花押）

宗像大宮司殿

（氏貞）

永禄六年（一五六三）、永禄元年（一五五八）から始まる豊前門司城での戦いにおいて、將軍足利義輝の意向により毛利氏と大友氏の和睦が進められ、氏貞にもその和睦を受け入れるよう求められたものである【史料十六】。⁸⁰この時期の義輝は將軍の權威回復のため、全国の諸大名間の対立に和議の斡旋を行っていた。この前段階において、義輝の命を受けた聖護院道増が永禄二年（一五五九）に、出雲の尼子氏と毛利氏の和睦に動き出すが、それが不調に終わったため、次いで毛利氏と大友氏の和睦を進めようとしたのである⁸¹。この和睦は翌永禄七年（一五六四）に成立するのであるが、その際に毛利元就は氏貞の家臣等に、聖護院道増と同様に、この和睦を受け入れるよう書状を出して

いる。

【史料十七 毛利元就書状写】⁸²

今度豊州此方半之儀、為 上意聖護院殿頻被仰扱候、此口之事茂当時鉾楯最中之儀条々、

先以応御下知候、仍旁御進退之事、如前々聊不可有相違之旨睨申定候、於此段者可御心

安候、御手前弥堅固之御覚悟肝要候、何様近日以使者可申述候条、^(摺)閣筆候、恐々謹言、

^(永祿七年)
七月廿八日

許斐左京亮殿^{御宿所}

此状安武判助所持

^(毛利)
元就

同様の書状が、吉田重到、占部賢安、占部尚安、吉田秀時にも送られており、和睦受け入れに対する元就の入念さが感じられる。それにして道増、元就が、このように和睦の受け入れを強く求めているにもかかわらず、宗像でこの和睦が受け入れられないというのは、それなり理由があつたと考えられる。永祿七年頃と思われる氏貞の書状のなかに、今回の和睦における香春岳の破却に同意しないことについて触れている。香春岳は豊前田川郡にある天然の要害であり、筑前・筑後・肥後へとつながる要衝でもあつたことからしばしば戦場となつていた。氏貞は「彼山（香春岳）破却候者、現未来共二九州御弓箭根元被差捨迄二候、（中略）香春岳事、別而從豊州被申妨儀茂近国無双之山之故二候、雖御賢慮之前候、乍恐去年以来豊前江之姿者、御和睦之儀、余二ふた／＼と御調候条、両国成立于今相支事而已候、無是非候」と、香春岳の重要性を説き、また毛利氏と大友氏の間で和睦を進めていることに不信感を抱いている様子がわかる。⁸³この和睦で毛利氏が九州を撤退すれば、宗像のみならず周辺の諸勢力にとつても大友氏の脅威に曝されることにもなり、氏貞としてはこの和睦を容易に受け入れることができなかつたとも推測される。毛利と大友の両氏に翻弄されながらも宗像の地を守ろうとする氏貞の姿がそこにはあつたと思われる。

さて本節冒頭で弘治三年（一五五七）に、大友義鎮が鍋寿丸（氏貞）に秋月文種の成敗を求めた【史料十五】を示し、翌永祿元年（一五五

八)には、氏貞が大友氏に対して挙兵する様子を説明した。そこで、氏貞がなぜ大友氏から毛利氏に与することになったかを次の史料にて、その一因を推察してみたい。

【史料十八 大友宗麟書状】 84

先年秋月文種退治之砌、被抽大忠、貞心無比類候之处、以讒人之所行、一節隔心絶言語候、

自今以後聊無他之妨可申談之外、不存余儀候、仍氏貞被拘来候社領・武領之事、向後御心底

於無變化者、永々不可有相違候、加恩等之儀、必忠貞次第可顕志之趣、猶年寄共可申候、恐

々謹言、

(永禄十年九)

三月十三日

(大友)
宗麟(花押)

(氏貞)
宗像大宮司殿

大友宗麟は氏貞に対し、弘治三年の秋月文種退治の戦功として、「社領・武領」の安堵を、十年越しとなる永禄十年(一五六七)に行つたことがわかる。『宗像社大社文書』ではこの書状の大意として、「大友宗麟、当社大宮司氏貞に秋月文種誅伐における戦功を改めて賞し、社領・武領を安堵する」と説明している。この説明の通りであるならば、弘治三年の時点ですでに安堵が行われていたことになる。【史料十五】では、「然者近々於秋月宅所可取懸覚悟候」「可被相動事專要候」と、近々秋月への取懸があるのでその覚悟と、しつかり事に当たることが大事であることを記しているのであつて、これは安堵の約束であり、それがなされたことを示すものと言えるだろうか。【史料十八】では、宗麟は氏貞の当時の戦功を賞するものの、「以讒人之所行、一節隔心絶言語候、自今以後聊無他之妨可申談之外」と氏貞の戦功について讒言する者があり、お互いに行き違いがあつたので、これからはそのようなことが無いようにすると言ひ訳をしているのではないかと思われる。つまり、氏貞が戦功をあげたにもかかわらず、大友氏は安堵の約束を反故にしていた可能性が考えられる。そうであるならば、氏貞が毛利側

に与して挙兵したのにも理解ができるだろう。

【史料十九 大友宗麟書状】⁸⁵

今度^(宗像)氏貞事、改先非、向後可被励懇忠之趣、翻宝印以 神載承候、尤肝要候、既不可有

隔心之段申出候上者、縦如何躰之讒人雖有之、為宗麟^(大友)、諸神八幡、天神^(茂)照覽不可有別

儀之条、自今以後、無疑心、忠貞之御覚悟專一候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

三月十三日^(永禄十年カ)

宗麟^(大友) (花押)

宗像大官司殿^(氏貞)

氏貞が、毛利との「先非」を改めて、これからは宗麟に対する忠節に励むという起請文を提出したことがわかる。起請文が氏貞より出されたことを受けての【史料十八】・【史料十九】（いずれも同月同日付け）ということになるのだろうが、宗麟は「縦如何躰之讒人雖有之、為宗麟、諸神八幡、天神^(茂)照覽不可有別儀之条」と、たとえ讒人がいようとも宗麟には別儀が無いことを示し、氏貞にも疑心を持つこと無く、忠貞が肝要としたのである。しかし、両氏の関係は良好に向かわなかったのか、永禄十年十月二十五日には、大友勢が宗像郡に侵入し、宗像勢と一戦を交える事態が起きるのである。⁸⁶

天文二十年に氏貞が、幼少ながら陶晴賢と父隆尚の側近等の後ろ盾を得て、宗像の地に入ることができたが、決して歓迎されるものではなかったようである。なぜなら氏貞は山口で生まれ、黒川姓でもあり、ある意味それまで宗像の地とは無縁の状態であったからである。しかし、大内家滅亡までは隆尚と同様に大内家に奉公をし、そのなかで宗像での地盤を固めようとしていたと思われる。そして、奉公していた大内氏

を討った毛利氏ではなく、弘治三年の秋月文種征伐では大友氏に与した。だが、武役社役の安堵の問題で大友氏に対する疑心が生まれたのか、その後は毛利方に付くことで、大友氏と敵対関係となる。永禄七年の毛利氏と大友氏の和議では、彼らの理屈で香春岳が破却されようとしたことなどもあり、その受け入れに難色を示したのであった。永禄七年（一五六四）に毛利氏と大友氏の和議がなされるが、それは一時的なものであり、毛利氏が九州より撤退するのは永禄十二年（一五六九）になってのことであった。それまでは宗像勢は変わらず毛利氏と共に、大友氏に対峙していた。この毛利氏の撤退により、氏貞は大友氏と和睦をし、一応は毛利氏と大友氏と狭間に置かれる状況からは解消されるに到ったと思われる。⁸⁷

八、大宮司氏貞の社役としての動向

宗像大宮司という「神官領主」である氏貞にとって、毛利氏や大友氏との対応ばかりに目を向けているわけにはいかず、社役として宗像社に向き合わなければならなかったであろう。天文二十年に山口から宗像に入るが、それは「強入部」というものであり、また前大宮司であった氏男の父である氏続による抵抗もあったことから、宗像社内内部においては、混乱が生じていたことであろう。

【史料二十 宗像宮年中御神米立用田数注文】⁸⁸

宗像宮年中御神米立用田數事

合

- | | |
|------------------------------|---|
| 一上八村郷參町 <small>(宗像郡)</small> | 一河東郷參町 <small>(宗像郡)</small> |
| 一河西郷參町 <small>(宗像郡)</small> | 一怒山郷拾伍町 <small>(宗像郡)</small>
勝浦村、加之、 |
| 一東郷拾十二町 <small>(宗像郡)</small> | 一村山田郷八町 <small>(宗像郡)</small> |

- 一本木郷柒町 (宗像郡)
- 一内殿郷八町 (宗像郡)
- 一土穴郷十二町 (鞍手郡)
- 一口郷拾貳町 (鞍手郡)
- 一宮地郷壹町 (宗像郡)
- 一田野郷三町 (宗像郡)
- 一池田郷拾町 (宗像郡)
- 一在自郷参町 (宗像郡)
- 一山田村貳町 (宗像郡)
- 已上百町 (宗像郡)

右、諸社之御祭礼立用米、旧規之次第雖在之、社乱以来依無其沙汰、度々御神託驚入存、先以百町立置之、如前々不改社例之間、於彼田数聊不可有他妨候、仍令奉納所之状如件、

永禄四年 辛酉六月朔日

長吏大宮司氏貞(花押)

永禄四年(一五六二)、御祭礼のための御神米が「社乱以来依無其沙汰」と、沙汰が無い状況にあったため、その対応として、氏貞が百町を奉納している。この「社乱」が、氏貞が宗像に入部して以来のことであるか、また氏貞が大友氏に攻められ大島に逃げていた時のことなのか、具体的に何時を指しているかは明らかではないが、「宗像第一宮御宝殿置札」では、「依大内多々良御児孫中絶、豊筑両国属豊劔大友之御幕下之条、当社茂雖被準其儀、有御内敵、動諍社職、(略)永禄式年_甲九月二十五日豊家祇候之鎮氏、語御家人、数万騎俄襲来、成社乱之間、一社之軍兵、奉守護 社務様、到大嶋取退」とある。⁸⁹大内滅亡後の状況として、宗像社内に敵がおり、社職を争いかねない状況と、大友勢の侵入による社乱を示しているので参考にした。

ただ氏貞(鍋寿丸)が宗像の地に入ること、社内に動揺が生まれ、宗像社内では祭礼が滞る状況にあったことは理解できよう。祭礼の懈怠が無いようにすることは重要なことであり、周囲に大宮司としての氏貞の存在を示す機会となったであろう。第一節【史料二】で述べたが、大宮司(社務)は「一事以上執、行社務之間、且専神祭、致御祈祷」が大事なのである。この時期は、氏貞により宗像勢に対して知行安堵や戦功加恩などを行っていることもあり、宗像社へ御祭礼立用米を寄進することで、武役と社役とのバランスを取ったとも考えられる。また

永祿七年（一五六四）十一月五日、辺津宮第一宮の仮殿の遷宮が行われる。これは、弘治三年（一五五七）四月二十四日に、「自御内陣放火、有御煙上、灯明之火共云、天火共云、（略）奉始尊躰、数多之御神宝恢尽」と社殿などが焼失してしまったので、その造営のための仮殿遷宮を行っている。⁹⁰ 当時は大内氏が毛利氏に討たれた直後のことで、即座の対応はできなかったと思われる。その本殿の落成・遷座は、天正六年（一五七八）のことであり、焼失してから実に二十一年の年月を経たものであった。他にも、氏貞による社殿造営は、幾つか見受けられ、永祿九年（一五六六）、鞍手郡室木村第二宮の造営、天正元年（一五七三）、久原の六御前社の造営、天正九年（一五八一）、王丸の若宮八幡宮の造営がある。⁹¹

そして氏貞は天正三年（一五七五）に、延暦寺の僧である仁秀より、「神道八箇条之内吉田流、付遷宮事」・「神道神葉之大事」・「伊勢大神宮日参大事」・「三種神祇并祝詞大事」・「御即位大事」が伝授されている。⁹² 仁秀については、「叡山御能化堅者仁秀法印不慮到此堺、御下向之由、氏貞朝臣有御崇敬、神道一流相伝」とあり、宗像へ下向の際に伝授を受けたものである。⁹³ また仁秀は、宗像社神宮寺である鎮国寺の住寺職に就いている。桑田和明氏は天台宗の僧である仁秀が、吉田神道及び両部神道の流れを伝授していると指摘している。外部から宗像に入部した氏貞は、「神官領主」としての地位を内外ともに確固たるものとするために、社役の面でも祭礼米の寄進や諸社の社殿造営なども行っていた。また氏貞自身においては、朝廷に中納言の叙任を請うことで、大宮司としての正当化を図ろうとする動きも見られる。⁹⁴ このことは桑田氏が詳しく論じている。大宮司家始祖の清氏が中納言の任じられていたことを根拠に、氏貞は執拗に中納言の叙任を望んだようであるが、実際にはそれは叶っておらず、宗像社内において「正三位中納言」と擬していた。このことで、大宮司職である自らを正当化し、権威付けようとしたこと、また大宮司という地位だけでなく、中納言に叙任されることで、領内での身分秩序の頂点に立とうとしていたと指摘している。⁹⁵

【史料二十一 宗像氏貞書状】⁹⁶

（端裏ウヘ書）
「（墨引）」

学頭

氏貞

就忌子祝言出仕之儀、数度相尋候処、難成之由申候、無余儀之候、雖然且 神道之事

候間、是非以了簡遂社参候様、可相調事肝要候、委細石松加賀守可申候、恐々謹言、

十月廿四日

(宗像)
氏貞 (花押)

年不祥であるが、忌子・祝言らに出仕について数度尋ねても応じてくれないがゆえに、是非よく考え社参するように調整してほしいと学頭に頼んでいる。氏貞の度重なる尋ねに応じないということは、氏貞と両氏の間にかしらの確執があったと思われる。これまでも重ねて述べてきたが、氏貞の宗像入部は強引なものであり、それを受け入れざる者たちがいたと示してきた。『宗像郡志』所載の「深田氏家系」にて忌子千秋について、「大宮司氏雄ノ家亡フ。同(天文)廿一年壬子年二月、八郎此七歳箱崎八幡宮ノ座主赤幡坊ヲ頼ミ為僧。此時忌子家依無嗣子、永禄五壬戌年十月廿四日大宮司氏貞ヨリ、家臣石松加賀守ヲ遣テ、是ヲ呼歸シ、忌子家ヲ續シ」とあり、天文二十年の大内滅亡の際に氏男が亡くなった後、管崎宮の社僧になったが、忌子家の後継者がいなかったことがわかる。⁹⁷【史料二十一】が出されたのは年不祥であるが、十月二十四日と同日であり、また石松加賀守の名も両方に見られるので、【史料二十一】は永禄五年と比定できるかもしれない。また桑田氏は、この千秋が氏統・氏男系統の人物であり、氏貞の家督継承に反対していたことを忌子禰宜系図上の人物と実在の宗像一族の人物を系図化して論証している。そして祝言(祝詞)家についても永禄二年の騒動(大友氏の宗像侵攻)にて家が断絶していたため、両家の復活と帰社を氏貞からでは応じないので、学頭に依頼することになったとまとめている。この史料を永禄五年とすれば、毛利氏と大友氏との和議の気運が出てくる時期であり、さらに永禄三年は氏貞が大島から再び宗像に戻り、永禄四年には御神米立用田として百町を寄進するなど、宗像社内を目を向ける頃である。この【史料二十一】で注目したいのは、「且 神道之事候間、是非以了簡遂社参候様」という表現である。直訳すれば、「ひとまず神道の事であるので、是非よく考えて社参をして欲しい」となる。おそらく、宗像社での一連の「社乱」によって、忌子や祝言など社家のものたちが、離散していたことが考えられる。そうであるならば、「神道之事」、つまりは祭祀が懈怠することにつながるの、彼らが帰社することを望んだと思われる。【史料二十】で、「社乱以来依無其沙汰」と祭祀用途の米が用立たず、氏貞が寄進することで、祭祀の経済的問題を解消できたとしても、祭祀を司る社家の立て直しも同様に解決していかなくてはならなかったであろう。

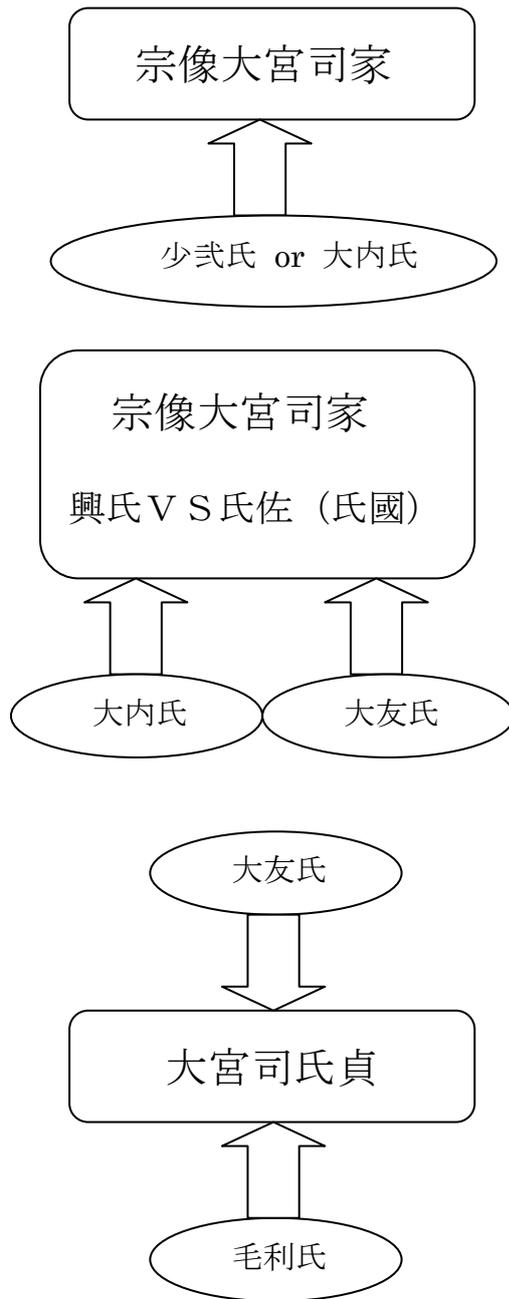
氏貞は毛利と大友の動向に振り回されながらも、宗像社での体制確立を進めていく。これは氏貞が、宗像に入部の際、武力を前提に大宮司となつた経緯から推察すると、在地の氏人から正当な大宮司継承者として認められるためにも、大宮司としての権威付けと求心力を必要としたからであった。また内憂外患の状態で大宮司となつた氏貞が、宗像を守る大前提となつたのが、「子々孫々相伝の領掌」としての社役武役を司る神官領主としての矜持があつたからではないだろうか。晩年、天正十三年(一五八五)二月に、「宗像宮御庁着座次第」と「僧座着座

次第」を定めた氏貞は、天正十四年（一五八六）三月四日に逝去する。最期まで宗像社の整備に務めたのである。後継者のいなかった宗像大宮司家は、氏貞によって幕が閉じる。

おわりに

鎌倉期に入ると、宗像大宮司家は御家人として幕府や朝廷との関わりを持つようになるが、大宮司としての本分である祭祀を司る役目は、どのような時にでも専一とされてきたと思われる。それは社領支配において、神事を通しての神官領主という特殊的性格からということ、これまでの研究でも説かれている。しかし、中央とのつながりを維持しつつ、宗像の地で祭祀を行うことの難しさからか、大宮司の職掌を分割することで、武役と社役のバランスを取ろうとしたのではないだろうか。このことは宗像大宮司の「自発的」分割相続として、氏國（四十二代）の上洛をはじめ、関東や六波羅にいる氏業と宗像にいる長氏にもみられる。また応仁の乱の時期には、分割相続はなくとも氏業・長氏父子のように、宗像にいる氏郷と山口にいる氏定という父子ラインが構築されていくことは興味深いものがある。

また大宮司職をめぐる争いについても、『宗像軍記』に記された「一度ツ、ハ大宮司ノ職ニ任セサセテ。恨憤ル事ナキヤウニト」を受け取れば、大宮司職の継承が宗像氏内でのパワーバランスをもたらすものでもあったのだろう。しかし、戦国期に入ると大宮司職をめぐる争いは大内氏の介入をもたらし、宗像大宮司の相続は大内氏による「受け身的」なものになったと言えるだろう。さらに隆尚が大内家に被官することで、そのつながりは強固なものになっていく。天文十六年には、義隆の意向により、隆尚から氏男に「一統」として武役・社役が譲られたが、天文二十年（一五五一）に黒川隆尚が歿すると、氏男は山口へ向かい、隆尚の遺領である黒川郷が与えられ、名前も義隆から一字受け、「隆像」と名乗った。氏男は隆尚の猶子となっていたので、その後継者となることに不自然はないが、晩年、隆尚には後の最後の大宮司となる氏貞（幼名鍋壽丸）が産まれている。この頃には、大内家の内部で陶晴賢が大きな力をつけており、天文二十年には大内義隆を討っている。鍋壽丸の母が陶晴賢の姪ということもあり、氏男（隆像）には義隆が、鍋壽丸には晴賢という、対立する関係性が出てくることになったのだろう。大内義隆が討たれることで、中国、九州の情勢は毛利氏と大友氏の覇権争いにて混沌となっていくが、大内氏の後ろ盾を失った宗像社の弱体化は想像に難くないだろう。氏業は宝治合戦後、弱体化にあった宗像社を分割相続の上、宗像経営を安定化させたが、最後の大宮司氏



《中世後期における宗像大宮司と諸勢力の関係》

貞の動向は社役・武役を分かつことなく、宗像社を守りぬく姿が見いだされる。陶晴賢に擁された氏貞が、宗像へと武力をもってして入部することになるが、それは在地の氏人等から決して快く受け入れてもらえる状況ではなかった。それは、大宮司氏正（黒川隆尚）の子として生まれるが、その出生は宗像ではなく大内領内であり、黒川姓としてであった。そのためか、大宮司の正当性を顕示することなく、氏貞を中心とする体制を構築していくのである。その上で、氏貞の大宮司としての動きは、大友氏と毛利氏との外部的交渉、また宗像社の盤石化を目指す内部的交渉に集約されるであろう。「子孫孫相傳領掌當社大宮司職事」とする大宮司継承において、氏貞の「相伝の理」はこの戦国の動乱から宗像社を守り抜いたことであると思われる。

- 1 「大宮院藤原姑子原廳下文」一一四 建長八年（一二五六）正月
 （『宗像市史』史料編 第一卷 古代・中世） 宗像市 一九九五 以後、『宗像市史』史料編一と略）
- 大宮院廳下 筑前國宗像社司等
 可且任代代廳下文、且依親父（宗像）氏業申請、令宗像長氏子孫孫、相傳領掌當社大宮司職事
- 2 「源頼朝請文案」十三、一文治三年（一一八七）八月七日 （『宗像市史』史料編一）
- 3 小島鉦作「筑前宗像神社における神主の郡司兼帯とその分離・宗像大宮司家の武家化と在地領主への発展」
 （小島鉦作著作集第三卷『神社の社会経済史的研究』所収 吉川弘文館 一九八七）
- 4 石井進「一四世紀初頭における在地領主法の一形態」『正和二年宗像社事書条々』おぼえがき、
 『石井進著作集 第六卷』岩波書店 二〇一五）
- 5 正木喜三郎「第二編中世の宗像 第九章 宗像の海と大宮司」（正木喜三郎『古代・中世宗像の歴史と伝承』岩田書院 二〇〇四）
- 6 安達直哉「中世前期の神官領主の存在形態・筑前国宗像氏の在地支配を中心に」『西南地域史研究』第二輯 一九七八）
- 7 河窪奈津子①「中世宗像社領に関する一考察・別符方・宮方の相違を中心に」『九州中世史研究』第三輯 一九八二）
 ②「中世宗像社の神事と宗像大宮司の社領支配」『神道宗教』二二二・二二三号 二〇一一）
- 8 金沢正大「筑前国宗像神社大宮司職補任と庄園領主をめぐる諸問題・社家と本所、とりわけ三浦氏との関連に於て」（上）（下）
 （政治経済史学 一四〇・一四一 一九七八）
- 9 中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」『九州史学』第一六五号 二〇一三）
- 10 桑田和明①『戦国時代の筑前国宗像氏』（花乱社 二〇一六）
 ②『中世筑前国宗像氏と宗像社』（岩田書院 中世史研究史叢書三 二〇〇三）
- 11 本論では「訂正宗像大宮司系譜」は『宗像市史』史料編及び『福岡縣宗像郡誌』中巻（名著出版 一九七二）を用いる
- 12 六十一代大宮司時の名は氏頭、六十三代還補の際に氏信に改名
- 13 「宗像氏國讓状案」五八、一 承久三年（一二二二）七月十八日 （『宗像市史』史料編一）
- 14 氏國は三十六代・三十八代・四十代・四十二代と四度の大宮司職に補任されている
- 15 權大宮司は次期大宮司となる職
- 16 『宗像神社史』下巻（宗像神社復興期生会 一九六六）
- 17 「宗像長氏證文進状案」一七七 文永十一年（一二七四）六月十八日（『宗像市史』史料編一）

・長氏は第四十八代大宮司

野木雄大「鎮西における御家人制の受容・宗像大宮司職相伝の正当性の確立」『九州史学』一七五 二〇一六

野木氏は、「長氏注進状」の意図は、氏國から氏業への相伝の正当性と氏業の大宮司職相伝の「事実」を主張することにあつたとして
いる。

1 8
前掲 7 ①

1 9
前掲 6

2 0 「関東御教書」五一・四 健保五年（一二二七）七月二十四日（『宗像市史』史料編一）

2 1 「関東下知状」六四・一 貞応元年（一二三二）七月二十七日（『宗像市史』史料編一）

2 2 「宗像宮社務次第乙本」では「四十二大友判官能直息氏能、健保四年丙子入部、治一年」とあり、職を追われた氏國の代わりに氏能が大
宮司となつたとされている。

2 3 同日氏國宛として御教書が出され、大宮司の還補が下された

2 4 『宗像大菩薩御縁起』二四一 年月未詳 五八四頁（『宗像市史』史料編一）

『宗像大菩薩御縁起』（『宗像大社文書』第三巻本編 宗像大社復興期成会 二〇〇九）に詳細なる解説がなされている。

加瀬直弥「中世宗像社に見る大宮司と神事の関わり」『神道古典研究所紀要』第十号 二〇〇四

加瀬氏は、大宮司と鎮座地の関連の深さの理由が示されているとし、鎮座したのが大宮司の土地であること、宗像神を奉斎することで大
宮司の相伝が保障されることに大きな意味があると指摘している。

2 5 「宗像氏業所職讓状案」一〇五・一 建長三年（一二五二）二月十四日（『宗像市史』史料編一）

2 6 建長二年（一二五〇）八月三日「関東御教書」では、「筑前國御家人氏業申宗像大宮司社務事」とあり、御家人としての奉公が求められ
ていたと考えられる。

2 7
前掲 9

2 8 「應永社家文書目録」五五 応永十六年（二四〇九）四月十四日 五十三頁

（『宗像市史』史料編 第二巻 中世Ⅱ 宗像市 一九九六 以後、『宗像市史』史料編二と略）

③（通し番号）「宗像社家文書惣目録」

2 9 全文及び解説が『宗像大社文書』第二巻本編（宗像大社復興期成会 一九九九）においても収められている。

3 0
前掲 6

「宗像軍記」（『続軍書類従』第二十三輯上 合戦部）

実際に氏俊が氏正から社務職並別符方宮方検断公文職を譲られるのは正平十年（一二五五）十一月五日のことであり、時期的な異同は
ある。

「應永社家文書惣目録」三九七・一（『宗像市史』史料編一）

3 1 氏弘は文安元年（一四四四）閏六月大宮司職に就き、文安三年（一四四六）五月二日、一七歳で死去。氏正は文安三年から長祿二年まで大宮司として在任し二十八歳で逝去したとされている。「訂正宗像大宮司系譜」

松尾弘毅「中世後期宗像氏の朝鮮通行と大宮司継承」（『九州史学』一七九号 二〇一八）

この時期、宗像氏が継続的に朝鮮通行を行えなかった原因を筑前での大内氏と少弐氏の対立と大宮司氏弘及び氏正の夭逝などを挙げている

3 2 第四章 四九四頁（『宗像市史』通史編第二巻 古代・中世・近世 宗像市 一九九九、以後『宗像市史』通史編二と略）

3 3 『歴代鎮西志』一六〇・一 『宗像軍記』一六〇・六 文明三年（一四七二）（『宗像市史』史料編二）

文明三年（一四七二）十二月二十六日 大内政弘の家臣陶弘護、大内教幸を破る。宗像氏、陶氏に属し大内教幸・少弐嘉頼と戦う、と伝えると題し、『歴代鎮西志』では文明元年項に「至宮崎将攻少弐、宗像、山鹿、麻生、千手、秋月来從而可三万」とあり、また『宗像軍記』においても当該箇所が所収されているが、「宗像大宮司氏弘ノ事附リ大内入道南榮、少弐教頼ト蜂起ノ事」とある。しかし第六十六代大宮司氏弘は、「訂正宗像大宮司系譜」によれば、文安三年（一四四六）五月七日に逝去とあり、その内容には検討を要するだろう。

3 4 「看聞日記」九十一 永享三年（一四三二）七月（『宗像市史』史料編二）

3 5 「宗像宮社務次第」（乙本）一七二文明十年（一四七八）九月十八日（『宗像市史』史料編二）

3 6 前掲35 「宗像宮社務次第」乙本では、氏定の宗像入社を九月十八日としている。

3 7 第四章 四九六頁（『宗像市史』通史編二）

文明十年八月に政弘は豊前へ渡海したとし、これは氏定が宗像に入社した時期と重なる。

3 8 「大内政弘書状写」一八六 年未詳五月四日（『宗像市史』史料編二）

3 9 「訂正宗像大宮司系譜」には、興氏について「文明十五癸卯年従親父氏定、請社務職并社領武領等讓、雖然未任社務職、後土御門院御

宇長享元年丁未年十一月三日補任、大内義興、賜諱字、号興氏」とある。

4 0 『宗像神社史』下巻 四八〇頁（宗像神社復興期成会 一九六六）

『宗像記追考』二二二・二 明応七年（一四九八）（『宗像市史』史料編二）

4 1 第六十九代氏國が、明応九年（一五〇〇）に第七十二代大宮司として還補された際に氏佐と改名した。「訂正宗像大宮司系譜」

「麻生興春書状」二二三 年未詳七月八日（『宗像市史』史料編二）

宗像一家之事、氏佐・弘清不請 上意、於背競望者、弘胤息宗像方為一味、某事可申談之旨、猶以一筆可進之由、從弘胤被申候通承候、無余儀得其心候、既先書以神明申候間、重而雖不

及一筆候、此度之事、入眼候上者、諸篇可任彼儀之由存候之条、重疊令啓候、旨趣可預御伝
達候、恐々謹言、

七月八日

(麻生)
興春(花押)

(興宣)
杉小次郎殿
御宿所

傍線部でいう「上意」は、大内義興の意向であり、氏佐と興氏とが大宮司職を「競望」していることがわかる。

「宗像宮社務次第」甲本『神道大系』神社編 四十九 宗像 神道大系編纂会 一九七九

正氏は元々、「政氏」であったが、「訂正宗像大官司系譜」では「大内政弘依為孫、始號政氏、雖然政之字遠慮、後改正之字」とし、政弘の「政」を使うことを遠慮した。

明応の変により將軍職を追われた義植が、大内氏の庇護を求め下向していた。

『宗像記』三二二・三・『宗像記追考』三二二・四(『宗像市史』史料編二)

「問田興之書状」二四五 永正十五年(一五一八)五月二十三日(『宗像市史』史料編二)

・「問田興之書状」一四一(『宗像大社文書』第一卷 本編 宗像大社復興期成会 一九九二)

この文書の解説として、「京都殊謚之條、御歸國可為近々候歟」とあることから大内義興の在京時期である永正十五年八月までである
ことから、年代を比定している。

前掲10(A)

「大内氏奉行人連署書状」(断簡)二二四 年未詳十一月二十三日(『宗像大社文書』第一卷)

宛名として名を連ねているのは、宗像大官司家の家臣たちとしている

『神道大系』神社編 四十九 宗像 神道大系編纂会 一九七九

「大内義興書状」二五六・一 大永七年(一五二七)カ八月二日(『宗像市史』史料編二)

第四章 五〇六頁(『宗像市史』通史編二)

前掲10(A)

正氏「天文元年壬辰年大友左衛門督義鎮、龍造寺山城守隆信、攻入筑前國之時、隆尚

為防為、暫歸宗像再任」

氏統「天文元壬辰年大友義鎮筑前討入、味方之端城圍許斐嶽、城主許斐安藝守氏章堅護守之、氏續氏男不日後詰防戦、敵方遂退散、雖然
大友重味方之領地働、又肥前龍造寺筑前乱入、氏續毎度挑戦有功、天文二癸巳年隆尚再任辞職」

と「訂正宗像大宮司系譜」にそれぞれに筑前への侵攻への対応が記されている。

5 4 「河津伝記」二七二（『宗像市史』史料編二）

5 5 「宗像氏続感状」二九三 天文五年（一五三六）閏十月八日（『宗像市史』史料編二）

5 6 第四章 五〇四頁（『宗像市史』通史編二）

5 7 「訂正宗像大宮司系譜」二九四・一（『宗像市史』史料編二）

（天文）

同五丙申年氏続之嫡男氏男為猶子、讓社務職并所領等、其身再赴防州、于時治三年也、

5 8 「黒川隆尚書状」三一八 天文十六年（一五四七）カ四月二十日（『宗像市史』史料編二）

5 9 「房頭覚書」三〇二・一 天文十年（一五四一）正月（『宗像市史』史料編二）

6 0 「黒川隆尚感状写」三〇七 天文十二年（一五四三）カ正月十三日（『宗像市史』史料編二）

6 1 「黒川隆尚書状」四（『宗像大社文書』第三卷 宗像大社復興期成会 一〇〇九）※前掲58同史料

この「一統」によって氏男が、神社と神領の経営に関わる社役と家臣団を編成し上級権力に軍役を果たす武士団の長としての側面に関わる武役を負うことになったと解説している。

6 2 「許斐家先祖代々文書目録写」三〇五 天文十一年（一五四二）七月十九日（『宗像市史』史料編二）

6 3 氏男「天文二十辛亥年八月六日氏男辞職、赴防州山口、治十五年也、其後養父隆尚跡

続領防州黒川郷、并守宗像之武領、顕武名」と「訂正宗像大宮司系譜」にある。

「治十五年也」とあるが、この数字が正しいとすれば氏男が大宮司職に就いたのは天文五年ということになる。また「并守宗像之武領、顕武名」とするのは、宗像の地を離れるために再び社役と武役を別けたということなのだろうか。

6 4 「黒川隆尚書状」三一九 天文十六年（一五四七）閏七月十三日（『宗像市史』史料編二）

6 5 「宗像氏重臣連署奉書」三四二・一 天文二十年（一五五一）十月二日（『宗像市史』史料編二）

6 6 「宗像記」三四二・五（『宗像市史』史料編二）

①「宗像記第二 菊姫御前并御母君被殺給ふ事」②「宗像記第三 四郎殿御家督之事」

「訂正宗像大宮司系譜」では鍋寿丸（氏貞）について、「天文廿辛亥年八月氏男為養子、請社務職并所領等之讓、同廿一壬子年二月三日補任、移白山本城、于時十六歳也、○同年九月十一日本姓改宗像」とあり、鍋寿丸が氏男の養子となっていれば、宗像での入部は容易であつたのではないだろうか。

6 7 「宗像記追考」（本書第三 四郎殿御家督之事）三四二・七（『宗像市史』史料編二）

6 8 「大内晴英（義長）書状」三四八・一 天文二十一年（一五五二）カ九月十一日（『宗像市史』史料編二）

6 9 「宗像氏重臣連署奉書写」三五二・一 天文二十二年（一五五三）三月二十六日（『宗像市史』史料編二）

この氏続・千代松父子殺害について、「宗像記」・「宗像追記考」など諸史料類が『宗像市史』史料編二に所収（史料番号三五二）。

7 0 「弘中隆兼書状」三五三・一 天文二十二年（一五五三）十一月四日（『宗像市史』史料編二）

弘中氏は周防岩国の白崎八幡宮の大宮司を務める一族であった。隆兼が厳島合戦にて、陶晴賢と共に戦死したので弘中家としての最期の大宮司となった。

7 1 『宗像追記考』三六一・三

「宗像氏重臣連署奉書」三六一・二 弘治二年（一五五六）七月十三日（『宗像市史』史料編二）

去天文廿三年四月、於石州津和野喜十口要害執相之時、被疵左疵之由、粉骨神妙之趣、能々相心得可申旨候、恐々謹言、

弘治 七月十三日 尚秀（寺内）（花押）

秀時（吉田）（花押）

氏備（許斐）（花押）

石松兵部丞殿（典 卷）

7 2 「大友家加判衆連署書状」三七九・一 弘治三年（一五五七）六月五日（『宗像市史』史料編二）

7 3 「大友義鎮書状写」三八五 永祿元年（一五五八）カ六月二十八日（『宗像市史』史料編二）

7 4 「宗像第一宮御宝殿置札」五八三・一 天正六年（一五七八）六月朔日（『宗像市史』史料編二）

・弘治三年（一五五七）に火事となった辺津宮第一宮が、天正六年（一五七八）に造営された際の造営置札になる。その文末には、「社家御長久之御懇祈云、宝殿御造立之御功力云、神明之擁護、曾無疑者也、五拾箇年以來諸社之置札等、或紛失、或混乱之条、為後証可書頭明細之由、依仰置札如件」とあり、氏貞の宗像入部以来の宗像の動向が後証として記されている。

7 5 「訂正宗像大宮司系譜」『福岡縣宗像郡誌』中卷（名著出版 一九七二）

7 6 「宗像氏貞手負注文」四一四・一 永祿三年（一五六〇）三月二十八日（『宗像市史』史料編二）

前掲 10 ①

7 8 「宗像氏貞感状写」四三八・一 永祿四年（一五六一）四月二十日（『宗像市史』史料編二）

7 9 この宗像勢の活躍に、毛利元就・隆元父子は連署を以て、主立った宗像家臣等に感状を送っている。

8 0 「聖護院道増書状」四六〇 永祿六年（一五六三）カ八月三日（『宗像市史』史料編二）

8 1 本論第一章第一節参照

このとき、大友氏と尼子氏は毛利氏を包囲する共同戦線を張っていたようである。

- 8 2 「毛利元就書状写」四六三・一 永禄七年（一五六四）七月二十八日（『宗像市史』史料編二）
- 8 3 「宗像氏貞書状写」四六二・二 永禄七年（一五六四）カ二月六日（『宗像市史』史料編二）
- 8 4 「大友宗麟書状」四七九・一 永禄十年（一五六七）カ三月十三日（『宗像市史』史料編二）
- 8 5 ・『宗像大社文書』第二巻では、この書状を永禄十年のものとは比定している。
- 8 6 「大友宗麟書状」四七九・二 永禄十年（一五六七）カ三月十三日（『宗像市史』史料編二）
- 8 7 「宗像氏貞感状写」四九二・一 永禄十年（一五六七）十月二十五日（『宗像市史』史料編二）
- 8 8 『宗像記追考』五二〇・一〇 六百人頁（『宗像市史』史料編二）

豊後ノ陣ヨリ和睦ノアツカヒヲカケラル、白杵、戸次、吉弘三将ノ使ニハ、坂本新右衛門、堤九郎右衛門兩人ナリ、岳山ノ御使ハ、石松対馬、実相院益心、度々往返シテ、此噺ヲ調ントス、（略）氏貞卿此三箇条トモニ、曾テ御同意無之ナリ、其時三老重テ申サルルハ、然ラバ唯今陣所ノ左右ニ有之若宮、西郷ノ両所、御預ケ被成ノ由ヲ、宗麟へ申聞セ候ハンノ条、（略）詮方ナク御同意マシクテ、御和睦相調フ

- 8 8 「宗像宮年中御神米立用田数注文」四四一 永禄四年（一五六二）六月朔日（『宗像市史』史料編二）
- 8 9 前掲72
- 9 0 前掲72
- 9 1 鞍手郡室木二宮「棟札写」四七八・六御前社「棟札銘写」五五八・若宮八幡「棟札写」六〇六・一（いずれも『宗像市史』史料編二）
- 9 2 「神道八箇条之内吉田流、付遷宮事」・「神道榊葉之大事」・「伊勢大神宮日参大事」・「三種神祇并祝詞大事」・「御即位大事」五六六・五六七（『宗像市史』史料編二）
- 9 3 「第一宮御宝殿置札」五八三・一 天正六年六月朔日（『宗像市史』史料編二）
- 9 4 「万里小路惟房書状写」四八〇・一
- 9 5 「宗像氏貞書状写」四八〇・二（いずれも『宗像市史』史料編二）
- 9 6 「被任中納言、清氏今氏貞迄八十八代□社務職候、中台迄者令天秦官位連続候処」とあり、大宮司家始祖の清氏が中納言に任じられ、代々社務職は中納言に任じられていたことを主張している。
- 9 7 前掲10①
- 9 6 「宗像氏貞書状」六一八 年未詳十月二十四日（『宗像市史』史料編二）
- 9 7 『福岡縣宗像郡誌』下巻（名著出版 一九七二）

※ 史料における傍線は論者が便宜上付したものである。